

令和 3 年度 第 1 回 日野市男女平等推進委員会 要点録

日 時	令和 3 年 8 月 23 日(月) 午後 6 時 30 分～7 時 40 分
場 所	市役所本庁舎 5F 505 会議室
出席者	鵜沢委員、須賀委員、大塚委員、古賀委員、柴村委員、内藤委員、藤山委員、岩田委員、白子委員 岡田企画部長、仲田平和と人権課長、横堀係長、向後主任、貫井主事
欠席者	田中委員
次 第	1 事務局挨拶、紹介 2 委員自己紹介 3 議題 (1)第 9 期日野市男女平等推進委員会に意見を求める事項について ①パートナーシップ制度の策定について ②第四次日野市男女平等行動計画評価方法について 4 その他 次回開催の事務連絡 日程:11 月 12 日(金) 18:30～ 会場:多摩平の森ふれあい館 2 階 3-2・3 会議室
開会	仲田課長より欠席者報告、岡田部長より開会あいさつ、会議に先立つ確認
委嘱状配布	なし
事務局紹介	岡田企画部長、仲田課長より事務局紹介
委員自己紹介	各委員より、自己紹介
議題1	(1)第 9 期日野市男女平等推進委員会に意見を求める事項について 事務局より資料 2～6 に基づいて説明。 資料 2「第 9 期日野市男女平等推進委員会に意見を求める事項について」をご覧ください。市長から委員長に宛てた文書になります。令和 3 年度の諮問事項は 2 点ございます。1 点目が「(仮称)日野市パートナーシップ制度の策定について」、2 点目は「第四次日野市男女平等行動計画の評価方法について」でございます。 1 点目の回答期日は令和 4 年 3 月、2 点目の期日は令和 3 年 10 月です。 ① パートナーシップ制度の策定について 諮問事項の 1 点目、「パートナーシップ制度の策定について」事務局から説明。 「(仮称)日野市パートナーシップ制度の策定について～ポイント整理～」の 4 ページ目、「3. 制度導入の趣旨・目的」をご覧ください。 この趣旨・目的は、第四次日野市男女平等行動計画の 42 ページに記載されている「多様な性、多様な生き方を尊重し、性的マイノリティーの人たちへの差別や困難が生じることのない社会づくり」という目標から設定いたしました。

次に、「4. 制度導入スケジュール及び進め方」の説明です。

検討の進め方について、資料 3「パートナーシップ制度検討 各会議体(案)」をご覧ください。資料 3 の中央から右上に渡って赤い破線枠がございます。この枠内を中心に、原案を策定する想定であります。資料3の中央右側をご覧ください。支援者・当事者・有識者からなる「(仮称)日野市パートナーシップ制度検討委員会」を設置し、この検討委員会中心に原案を策定する予定です。さらに、当事者との意見交換会も実施します。検討委員会で取りまとめた原案について、資料 3 の左上の男女平等推進委員会、下の部分、庁内の 3 つの会議体から意見を聴取し、最終案をまとめます。そして、最終案をパブリックコメントに付します。このように、当事者以外の方々のお考えも視野に入れ調整することで、バランスをとりながら案を策定する予定であります。

次に、資料 4 検討スケジュールをご覧ください。

上から、各会議体の実施日と実施日の下に検討事項の内容をお示しさせていただいております。「○」は検討を意味し、「●」は検討事項の案の決定、「◎」は案の確定を意味しております。ここに示されている検討項目を主に検討いたします。本スケジュール上、本日の男女平等推進委員会では、制度の目的やスケジュールをお示しする予定となっております。「(○)」になっている項目は、これから決めていく検討項目をお示しするという意味です。「(仮称)日野市パートナーシップ制度の策定について～ポイント整理～」の「5. 主な検討事項」に、資料 4 の検討事項の各項目の説明を簡単に記載させていただいております。具体的にどのようなことを検討するのか等 ポイントを整理したものです。お時間のある時に、ご確認下さい。

以上のとおり、多くの検討項目を限られた時間で検討していくこととなります。随時、委員の皆様にもメール等で原案を提示させていただきます。予めご意見等をご準備いただき、次回の推進委員会でご意見を伺いたいと思います。①パートナーシップ制度の策定については以上です。

②第四次日野市男女平等行動計画評価方法について

諮問事項の 2 点目、「第四次日野市男女平等行動計画の評価方法について」事務局から説明いたします。

資料 5 の「1. 実施事業政策に関する評価の流れについて」をご覧ください。

最初に担当課にて目標設定を行います。今回は第三次日野市男女平等行動計画とは異なり、計画初年度である令和 3 年度に各担当課に 5 年後（計画終了時）の目標を設定してもらう必要があります。各課には今年(2021年)の9月～10月に目標設定してもらう予定です。この際、担当課には計画終了時である5年後の令和7年度の目標及び、計画終了年度までの各年度(令和3年、4年、5年6年度)の目標の設定をしてもらいます。第四次日野市男女平等行動計画の36ページ～37ページに記載されている「成果目標」を基に、担当課に目標設定してもらいます。なお、各課で設定した

目標については直近の推進委員会(予定では11月の第2回)での報告を予定しております。

目標設定後、次年度の4月～5月頃、評価対象年度の目標達成状況を担当課に5段階で評価してもらい、評価の理由についてもできるだけ詳細に記載していただく予定です。その際、最初に設定した各年度の目標について見直し等があれば修正して報告してもらいます。

次に、本部評価についてです。

担当課評価後6月頃を予定とし、本部評価委員は担当課評価を基に達成状況を5段階で評価してもらいます。

また、重点施策である7施策(「男女平等意識・人権意識の醸成」、「性の多様性に関する理解の促進」、「性的マイノリティーへの支援」、「配偶者等からの暴力(DV)の防止対応の強化」、「性犯罪性暴力の防止に向けた意識啓発の強化」、「子育て支援施策の充実」、「ワークライフバランスの推進に向けた企業への働きかけ」)のみコメント形式での評価も実施予定です。

本部評価の後7月～8月頃を想定とし、市民評価委員の皆様重点施策を評価対象として、担当課評価、本部評価を参考に評価を実施していただきます。

ここでは、点数評価は実施せず、評価コメントでのみ評価を実施してもらいます。

また担当課のヒアリングは昨年度実施がありませんでしたが、今年度以降でも必要に応じて実施するものとしております。

市民評価の後9月頃を想定として、各担当課評価・本部評価・市民評価の結果を事務局で集計、評価報告書を作成し、男女平等推進委員会に報告いたします。そこでご意見等なければ、報告書を市長へ提出いたします。

また、担当課へ評価報告書を情報提供し、担当課の目標管理や事業計画に役立てていただく予定です。

「※1」の説明です。計画4年目である令和6年度の評価につきましては、第5次の行動計画策定に向けて、担当課評価、本部評価、市民評価を2ヶ月程度早めて実施する予定です。担当課評価を、2月～3月頃を実施し、次に本部評価、市民評価の順に実施したいと考えております。

「※2」の説明です。市民評価につきましては、5年目に次期の日野市男女平等行動計画について、それまでの5年間の評価を含めてご意見をいただきながら検討するため、単年での評価は行わないこととします。

資料5の2枚目(裏面)をご覧ください。

第三次日野市男女平等行動計画の評価方法との変更点について説明いたします。

第三次日野市男女平等行動計画では、5年後の計画終了時の目標を計画上設定してあったため、担当課では各年度の目標のみ設定していました。

それに対して第四次日野市男女平等行動計画では、5年後の計画終了時の目標も担当課で設定してもらうことになっております。

次に、資料6をご覧ください。

	<p>資料 6 は、評価の際に使用する評価シートの案です。基本的には第三次で使用していたシートと形式は同じです。</p> <p>中段右側の計画終了時の目標については、基本的に左側の枠に文章での目標設定を各課に必須で記入していただきます。右側には、数値目標を設定する場合に記入していただく予定です。</p> <p>皆様に確認していただく担当課評価、本部評価および市民評価の記載欄は、第三次日野市男女平等行動計画の評価時の記入様式と変更はしておりません。</p> <p>評価については以上です。</p>
<p>質疑・意見</p>	<p>【質疑】パートナーシップ制度について 委員： 条例の制定により制度の策定を検討することですが、効力の側面から、ぜひその方針が良いと思います。既にパートナーシップ制度を定めている自治体は、条例や要綱で定めていると思います。条例で定めているのは渋谷区だと思います。条例で定めることにより比較的効力が強くなるのではないかと思います。こうした観点から日野市も条例で定めるという理解でよいのでしょうか。</p> <p>【回答】 事務局： 市の法規として定められるものが条例と規則です。条例は憲法および地方自治法に基づき法令の範囲内で議会の議決により定めることになっています。規則については地方自治法に基づき地方公共団体の長が法令の範囲内で定めるものとされています。これに対して要綱は、市の基本的な、または重要な事務の取り扱いについて定めるものであり、法的な拘束力を発しないものをいいます。すでにパートナーシップ制度を導入している自治体につきましては、条例や規則、要綱で定めております。</p> <p>当市には「日野市男女平等基本条例」という条例があります。その条例において「男女」の平等がうたわれております。事務局案では、その「男女」の観点に「多様な性」の観点を入れ、条例改正という方式で制度の導入を検討したいと考えております。</p> <p>前述のとおり条例は、法律の範囲の中で定めるものであり、法律を超えて定めることができません。例えば、法律で定められている相続、税法上の配偶者控除の適用、遺族年金の給付など」につきましては、効力が及びません。このように、自治体ができることについては限界がありますが、条例改正で対応したいと考えております。以上です。</p> <p>【意見】パートナーシップ制度について 委員：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファミリーシップ制度もしくはパートナーシップ制度のみかどちらがいいかという点については、ファミリーシップ制度の方が、対象がパートナー同士のみならずその子どもにも及ぶので、いいのではないかと感じました。 ② 婚姻関係にないと家族として認められないため利用できないことがあると思います。例えば、病院での家族同意や家族としての保険など。家族として認めてもらう

ために、養子縁組をする同性のカップルがいると思います。しかし、民法上、養子縁組し、養親・養子となると婚姻できません。パートナーシップ制度についても、民法の規定に合わせてしまうと、制度が利用できなくなると思います。というのは、日本で同性婚が法律上認められた場合、養子縁組したカップルはおそらく婚姻できないだろうという記事を目にしたからです。日野市でのパートナーシップ制度は、養子縁組している人たちも認められると非常に良い事だ思っております。以上、私の意見でございます。

委員：

- ① 対象者に、広く使ってもらえる制度であるということと、実行力が高い制度であるということが必要になると思います。「制度を作ったが、通用する範囲がない」ということでは、あまり意味がないと思います。
- ② パートナー同士の宣誓に基づきパートナーシップ関係を証明する方式と、公正証書をもとにパートナーシップ関係を証明する方式がありますが、後者については、公正証書の作成費用が数万円かかるようです。経済的な負担の面からも、ハードルは低く設定した方がよいと個人的に思います。以上のことなどについて、法律等の絡みも含めて検討したいと思います。

事務局：

頂いたご意見に関しましては、今後、具体的に検討委員会等で検討を進める際に、課題点等も含めて、お示ししたいと思います。

【質疑】第四次日野市男女平等行動計画の評価方法について

委員：

最終年度も市民評価はあった方がよいと考えていますが、いかがでしょうか。

事務局：

過去の行動計画の評価についても同様の評価方法をとっていました。

第四次日野市男女平等行動計画を策定するため、第三次日野市男女平等行動計画の最終年度(令和2年度)の担当課評価・本部評価の時期を早めて実施しました。その評価結果等を基に推進委員会で第四次日野市男女平等行動計画を策定しました。

この第四次日野市男女平等行動計画の策定の際に、第三次日野市男女平等行動計画の5年間(平成28年度～令和2年度)の担当課評価と本部評価、4年間(平成28年度～令和元年度)の市民評価を基に当推進委員会の委員の皆様から最終年度(令和2年度)まで含めた第四次日野市男女平等行動計画の統括的な評価の見解をいただいております。このため、改めて最終年度(令和2年度)のみの評価の実施はしなかったということです。

この従来通りの方法が効率的な方法と考えております。この方法についてご意見がないようでしたら、従来通りこちらの方法を進めさせていただきたいと思っております。以

	<p>上です。 <異議なし></p> <p>委員： 第四次日野市男女平等行動計画の目標もあり、各担当課も目標を作ると、計画上の目標と担当課の目標との間で齟齬が生まれないか懸念されるかと思います。 その点はいかがでしょうか。</p> <p>事務局： 第三次日野市男女平等行動計画では、計画上「5年後の目標」を定めていましたが、第四次日野市男女平等行動計画では、「5年後の目標」を計画上定めず担当課に設定してもらうこととしています。 担当課の事業は 39 ページ以降に定められておりますが、担当課の事業目標については、34～37 ページの基本目標、成果目標などを基に、作成していただくため、齟齬は生まれないものと考えております。</p> <p>委員： 第四次日野市男女平等行動計画上に明記されている成果目標をイコール担当課の目標としても良いのでしょうか。</p> <p>事務局： 第四次日野市男女平等行動計画の 36 ページに「成果目標」がありますが、こちらには具体的な数値目標の記載があるものがあります。具体的な数値のある担当課事業については、担当課目標＝成果目標となることもあると思います。 それ以外の担当課の事業については、第四次日野市男女平等行動計画上の基本目標を基に、具体的に目標設定をしてもらう予定です。 以上です。</p>
議題 2	<p>その他</p> <p>事務局： 次回の委員会は 11 月 12 日(金)を予定しています。日程が近くなりましたら、事務局よりメールにて詳細のご連絡をさせていただきます。</p>